

【資料 1】

第 3 次春日部市総合振興計画 策定方針

令和 8 年 4 月

目 次

1	策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	統合を検討する計画等	1
	（１）人口ビジョン	
	（２）第３期春日部市まち・ひと・しごと創生総合戦略	
	（３）国土強靱化地域計画	
4	第３次総合振興計画策定の基本的な考え方	2
	（１）「市のまちづくりの指針」としての計画づくり	
	（２）「時代の変化に適応した」計画づくり	
	（３）「市民と協働した」計画づくり	
	（４）「未来へつづく」計画づくり	
	（５）「データに基づく」計画づくり	
	（６）「選択と集中」の計画づくり	
5	第３次総合振興計画の構成・期間	3
	（１）基本構想	
	（２）基本計画	
	（３）実施計画	
6	第３次総合振興計画の策定体制	3
	（１）春日部市総合振興計画審議会	
	（２）市民参加	
	①まちづくり市民会議	
	②中高生まちづくり会議	
	③大学生ワークショップ	
	④市民意見提出手続	
	⑤市民アンケート調査	
	（３）庁内体制	
	①第３次春日部市総合振興計画策定本部会議	
	②第３次春日部市総合振興計画策定本部会議専門部会	
	③庁内若手職員ワークショップ	
7	第２次春日部市総合振興計画からの変更点	5
8	策定体制イメージ図	6
9	策定スケジュール	7

1 策定の趣旨

本市は、平成 30 年 3 月に策定した「基本構想及び基本計画※」から構成する第 2 次春日部市総合振興計画（以下「現行計画」とする。）を市政運営の指針として、長期的な視点に基づく将来像「つながる にぎわう すまいるシティ 春日部」の実現に向けたまちづくりを総合的かつ計画的に推進してきたところです。

本市の総合振興計画に基づく取組については、着実な成果が見られる一方で、人口減少・少子高齢化の進行、地域コミュニティの活性化、安心安全の取組の強化、活力ある春日部づくりの推進など、本市を取り巻く環境の変化に的確に対応することが求められています。

このような状況のなか、令和 9 年度をもって、現行計画の期間が満了することから、その成果検証の結果を踏まえて、国や県の動向を注視しながら、本市を取り巻く社会情勢などの環境変化に的確に対応しつつ、本市の将来像実現に向けた取組を着実に推進することにより必要となる第 3 次春日部市総合振興計画（以下「次期計画」とする。）を策定するものです。

なお、次期計画においても、現行計画におけるまちの将来像の実現に向けて総合的な視点から 5 つのプロジェクトを設定した「重点プロジェクト（健幸プロジェクト）」の成果検証の結果や、次期計画における課題を踏まえつつ、重点的・分野横断的な取組として「重点プロジェクト」を位置づけるものとします。

※「基本構想」（計画期間：平成 30 年度から令和 9 年度までの 10 年間）

「前期基本計画」（計画期間：平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間）

「後期基本計画」（計画期間：令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間）

2 計画の位置づけ

春日部市自治基本条例（平成 21 年条例第 31 号）第 16 条において、総合振興計画について「市長は、市政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、その実現を図るため基本計画等を策定し、総合的かつ計画的なまちづくりを推進」することとしていることから、市のまちづくりを進めるうえでの指針として位置づけるものとします。

3 統合を検討する計画等

（1）人口ビジョン

人口の将来展望は、本市の施策・事業展開の基礎となるものであるため、人口ビジョンを現行計画の後期基本計画から一体的に策定してまいりました。

次期計画の策定においても、人口ビジョンを統合し、昨今の社会情勢を反映し計画の基礎資料とするため改訂します。

（2）第 3 期春日部市まち・ひと・しごと創生総合戦略

第 2 期春日部市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる基本目標が、総合振興計画のまちの将来像を実現するための方向性と合致するため、現行計画の後期基本計画から一体的に策定してまいりました。

令和9年度で計画期間が満了しますが、第3期春日部市まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、次期計画と一体的に策定し、人口減少の克服や地域経済の活性化に取り組んでまいります。

（３）国土強靱化地域計画

国土強靱化地域計画は本市における地域強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画であり、総合振興計画と整合・調和を図る必要があるため、現行計画の前期基本計画から一体的に策定してまいりました。

次期計画の策定においても、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく国土強靱化地域計画を一体的に策定していきます。

４ 第3次総合振興計画策定の基本的な考え方

（１）「市のまちづくりの指針」としての計画づくり

総合振興計画は、各分野の個別計画の基本となる計画です。このことを踏まえ、市のまちづくりの指針としてふさわしい内容の計画とします。

（２）「時代の変化に適応した」計画づくり

多様化する市民ニーズ、人口動態や社会情勢、技術革新や働き方など、今後見込まれる本市を取り巻く状況の変化を的確に捉え、時代の変化に柔軟に適応することができる計画とします。

（３）「市民と協働した」計画づくり

春日部市自治基本条例の基本理念を鑑み、次期計画の策定過程において、まちづくり市民会議や市民意識調査などを通して市民の声を直接反映した計画とします。

（４）「未来へつづく」計画づくり

将来のまちづくりの担い手であるこども・若者の意見を積極的に反映するため、中高生まちづくり会議、大学生とのワークショップを開催し、共に考え、課題の解決に向けた計画とします。

（５）「データに基づく」計画づくり

E B P M（エビデンス（根拠）に基づく政策立案）の推進を図り、統計データや客観的な視点に基づく実効性の高い計画とします。また、財政状況を踏まえて、具体的かつ堅実で実現性の高い、市民の行政に対する信頼を確保した計画とします。

（６）「選択と集中」の計画づくり

限りある人材や財源を効果的かつ効率的に活用することができるよう、重点を明確にした計画とするとともに、計画の策定段階から優先的に取り組むべき施策・事業を明確にした計画とします。

5 第3次総合振興計画の構成・期間

(1) 基本構想

長期的な展望に立ったまちの将来像と、これを実現するための施策の基本的な方向を示します。また、まちづくりの枠組みとなる土地利用の方針を明らかにし、まちづくりの基本目標を示します。

計画期間は令和10年度から令和19年度までの10年間とし、中間年である5年目に基本構想の検証を行います。

(2) 基本計画

基本構想に掲げる本市の将来像を実現するため、施策体系に基づき、本市のまちづくりの各分野の現状と課題を明らかにするとともに、施策の展開を示します。

本市を取り巻く諸情勢の変化に柔軟に対応するため、計画期間は前期計画5年、後期計画5年とします。

(3) 実施計画

基本計画に示された根幹となる事業の具体的な実施内容を明らかにするものであり、毎年度の経営方針として、予算編成、組織機構編成、人事配置計画などに反映されます。

計画期間は5年間とし、財政状況や諸情勢を考慮しながら、毎年度行う進行管理を踏まえ、適宜見直しを行います。

【 基本構想・基本計画・実施計画の期間 】

区分	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
基本構想	現行計画	基本構想(10年間)									
						検証					
基本計画	現行計画	前期基本計画(5年間)					後期基本計画(5年間)				
実施計画		実施計画(適宜見直し)					実施計画(適宜見直し)				
			進行管理						進行管理		

6 第3次総合振興計画の策定体制

(1) 春日部市総合振興計画審議会

春日部市総合振興計画審議会は、春日部市総合振興計画審議会条例（平成18年条例第1号）に基づき、「知識及び経験を有する者」、「市内各種団体を代表する者」、「公募に応じた者」の最大18人で組織されています。

審議会は、市長の諮問に応じて、市の総合振興計画に関する事項を調査審議し、次期計画に関する答申を行います。

(2) 市民参加

①まちづくり市民会議

市民と協働して計画の内容を検討・確認するために、市民会議を開催します。

②中高生まちづくり会議

中高生の市に対する思い、将来像、どのようなまちにしていきたいかなどを把握し、未来を担う若い世代による視点や意見を取り入れるため、中高生まちづくり会議を開催します。

③大学生ワークショップ

大学生が感じている春日部市の良さや課題、本市の将来に必要なことなど、若者の視点や意見を取り入れるため、ワークショップを開催します。

④市民意見提出手続

市民の多様な意見を次期計画の策定過程において、最大限に活用します。

⑤市民アンケート調査

本市の現状及びまちづくりの課題を把握し、次期計画の策定及び今後の市政運営に活用するため、市民の意識や行動についての調査を行います。

市民意識調査		転出者・転入者 アンケート	春日部市 インターネットモニター	小学生アンケート
実施予定 時期	令和8年7～8月		未定	未定
調査対象	18歳以上の市民、 住民基本台帳による 無作為抽出3,000人	市民課等窓口での転 出・転入異動手続をし た者	春日部市インターネ ットモニター設置要 綱に基づき登録され た100人	市内の小学校に通う 児童
調査方法	郵送による配布 郵送又はWEB回収	直接手渡し・回収箱 又は 郵送による回収	シティセールス広報 課と 調整のうえ決定	関係各所と調整のう え決定

(3) 庁内体制

①第3次春日部市総合振興計画策定本部会議（以下「本部会議」という。）

・本部長：市長

副本部長：副市長

本部員：各部長

次期計画の策定に関する調査審議等の総合的調整を行います。

②第3次春日部市総合振興計画策定本部会議専門部会（以下「専門部会」という。）

・部会長・副部会長：指定する次長級又は課長級職員

部会委員：分野ごとに指定する課長級又は主幹級職員

・専門部会：「子育て・教育」、「福祉・保健・医療」、「市民参加・文化・スポーツ」、「環境・防災・生活」、「観光・産業・経済」「都市基盤」、「行財政」

本部会議の補助機関として、次期計画の策定に必要な事項を調査検討し、計画立案等の具体的な作業を行います。各専門部会には、必要に応じてワーキンググループを置くことができます。

③かすかべ未来研究所

- ・かすかべ未来研究所の機能を十分に活用しながら計画策定を進めていきます。

④庁内若手職員ワークショップ（20 歳代・30 歳代の若手職員）

- ・本市のまちづくりの課題を把握し、次期計画の策定及び今後の市政運営に活用するため、これからの本市を担っていく若手職員によるワークショップを開催します。

7 第2次春日部市総合振興計画からの変更点

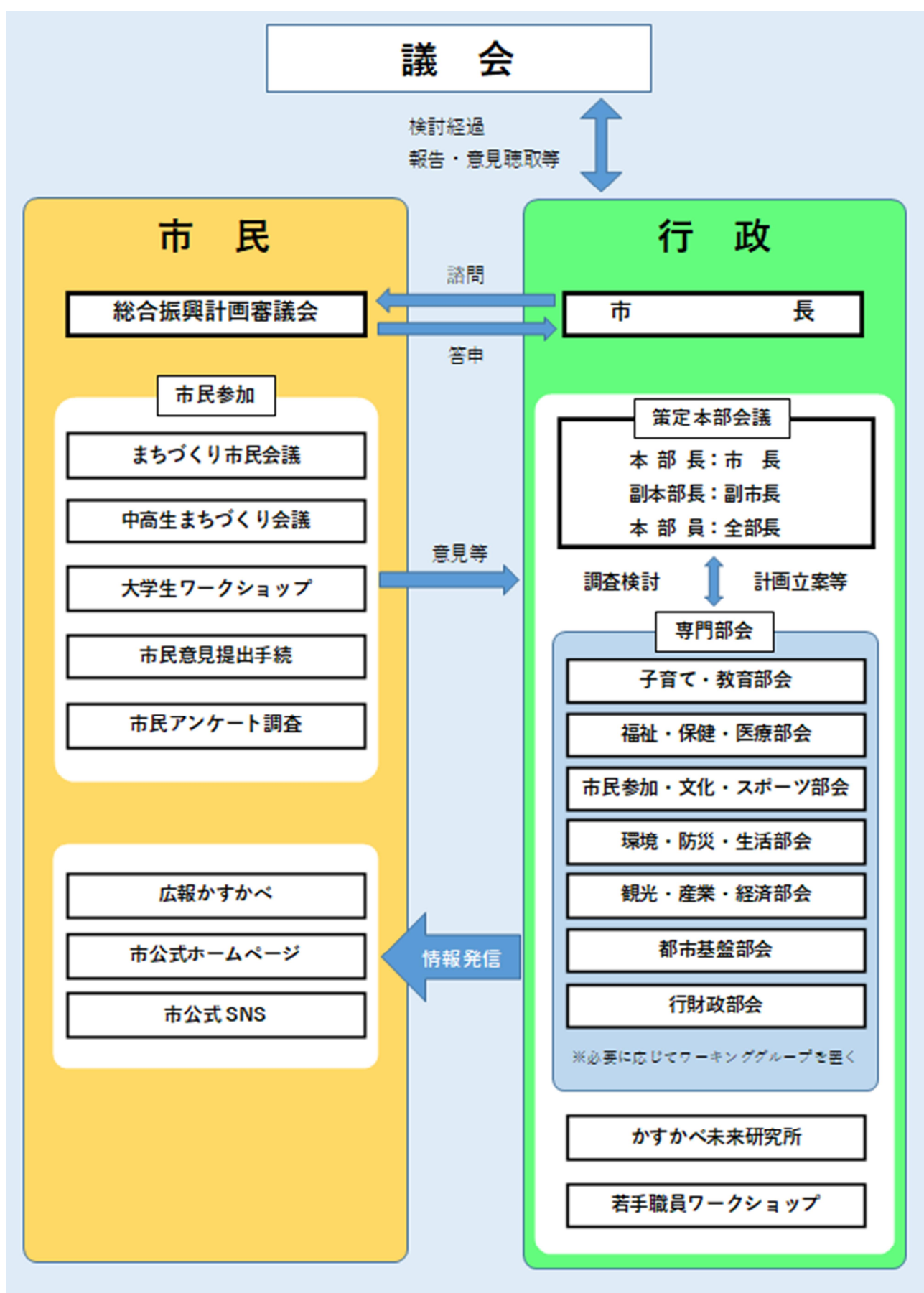
（1）基本構想を中間年で検証

より時代の変化に柔軟に適応することができる計画とするため、基本構想の計画期間の中間年である5年目に検証することとします。

（2）こども・若者の意見を取り入れる体制の構築

こども・若者の意見を取り入れるため、市民参加として中高生まちづくり会議や大学生ワークショップを開催し、庁内体制として若手職員によるワークショップを開催します。

8 策定体制イメージ図



9 策定スケジュール

年度月		計画策定	庁内検討	審議会	市民参加	議会
令和7年度	2		政策会議幹事会 (策定方針)			
	3	策定方針	庁内策定体制設置			
令和8年度	4	業者選定委員会		策定方針	市民会議公募委員 募集など	
	5	プロポーザル				
	6		専門部会 ・変化の把握 ・課題の整理 ・計画体系の整理		大学生 ワークショップ	委員会報告 (策定方針)
	7	○変化の把握 ・社会経済情勢 ・本市の状況 ・第2次総振の 評価など			市民アンケート調査	
	8			進捗管理(2次)	中高生まちづくり会議	
	9	○課題の整理 ・取組の検討 ・計画体系の 整理	庁内若手職員 ワークショップ			委員会報告 (策定経過)
	10	・施策体系など		進捗管理(2次)	まちづくり市民会議	
	11		専門部会 (構想・体系骨 子)			
	12					委員会報告 (策定経過)
	1		本部会議 諮問・構想体系骨子			
	2	構想・体系骨子	専門部会 (構想素案)	諮問・構想・体系骨子		
	3		本部会議 (構想素案)			
	4	構想素案	専門部会 (計画素案)	委嘱 構想素案		
	5		本部会議 (計画素案)			全員協議会 (構想素案)
令和9年度	6	計画素案		計画素案		委員会報告 (策定経過)
	7					全員協議会 (計画素案)
	8			進捗管理(2次)		
	9			構想・計画案	市民意見提出手続 (パブコメ)	委員会報告 (パブコメ実施)
	10	構想・計画原案		進捗管理(2次) 答申		全員協議会 (構想・計画原案)
	11					
	12	市議会提案				討論・採決
	1					
	2					
	3					総合振興計画配布
	4	第3次総合振興 計画開始				